

設問 1

第1 課題1

1. 被告が甲となる見解

(1) 訴状の記載を基準に当事者を確定すべき表示説の見解に立つ。

表示説の中でも、当事者欄の記載に限らず、請求の趣旨・原因その他の記載事項も含めて当事者を確定すべきとする実質的表示説の見解に立つ。

(2) ~~見解は甲~~ 本件訴状は、当事者欄は「株式会社Mテック」
記載しているから、これだけ見れば被告は乙である。しかし、原告は
これを甲と誤認しており、訴状に記載した請求原因は、乙と甲が
本件賃貸借契約およびその解除による本件事務所の明渡しを
求める内容である。よって、~~訴状全体を~~ 訴状全体を見たとき、本件
訴訟の被告は、甲とすべきと解する。

よって、実質的表示説による場合、被告は甲となる。

2. 被告が乙となる見解 ³

(1) この場合、表示説の~~実質的~~形式的表示説の見解に立つ。この見解は、訴状
の当事者欄の記載のみを基準に当事者を確定する見解である。

(2) 本件では、株式会社Mテックが被告として訴状に表示されているから、
乙が被告となる。

第2 課題2

1. Aの陳述は自白か成立していないか。

(1) 自白とは、~~無論期日~~ 口頭弁論期日または弁論準備期日における

注釈の一覧 :matsuura3-2.pdf

ページ :1

- 番号 : 1 作成者 : s-matsuura-mobile タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/05 1:03:54
『本件訴訟が提起された時点においては、「株式会社Mテック」の商号を用いているのは乙であるから』という事実も指摘しないと、被告が乙になるという結論にはなりません。
- 番号 : 2 作成者 : s-matsuura-mobile タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/05 1:28:40
誤認していること、を根拠とすると、意思説に近い当てはめになってしまいます。
- 番号 : 3 作成者 : s-matsuura-mobile タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/05 1:06:47
表示説しかフォローできていなかったでしょうか。

相手の主張と一致する自己に不利益な事実についての陳述である。⇒

~~事実についての陳述~~

② 本件では、Aは、請求原因事実(1)、(2)及び(3)を認める旨の陳述を第2回口頭弁論期日においてしている。(1)から(3)の請求原因を認めることは、その請求の成立を認めることと同じであり、乙(A)にとって不利益な事実の陳述といえる。

したがって、Aの陳述は、自白である。

2. 自白の撤回は認められるか。

(1) 自白が成立すると、証明不享受(民訴法179条)、審判排除効、不可撤回効などの効力が生じる。もっとも、審判排除効及び不可撤回効については、主要事実についての自白にしか効力は生じない。□

そこで、本件Aの自白は撤回可能と見てみる。検討する。

(2) 一般の事実主張の撤回は自由であるが原則である。しかし、自白に限っては、証明不享受に対する相手の信頼を保護する必要があるので、その撤回は制限されている。

もっとも、① 相手の同意がある場合、② 刑事上罰金又は他人の行為により自白に至った場合(33条1項5号参照)、③ 自白にある事実が現実から錯誤があることが証明された場合、の3つの場合は、例外的に、

自白の撤回が認められる。特に③は、現実性の証明がなければ自白の錯誤に基づくとはならない。

(3) 故、本件Aの自白は、その請求原因事実についての自白であるから、主要事実の自白にあたり、原則、撤回は認められない。では、例外にあたる事情があるか。

この点、上記①、②に該当する事情は、本事例ではない。そこで、Aは、第2回口頭弁論期日におけるその主張を認める旨の陳述は、事実と反する主張

ページ:2

番号:1 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2024/03/05 1:08:00
この記述は、どういう意図で記載したのでしょうか。

番号:2 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2024/03/05 1:08:51
①②が本件で問題とならないことは明白なので、言及する意味はありません。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

している。これは、Xの請求主張の請求原因事実、Mテック(甲)といた本件
借貸借契約に関するものであり、自白をしたのは、Mテック(乙)本件借貸借
契約の当事者でない Mテック(乙)であるから、当該自白は、反真実に当たると
おもわれる。□

4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

4) 本件に真実には反するが、不可撤回性は、証明不要効に対する相手方の信頼
保護を根拠とする。そうである、Aのような、原告の請求が誤りであることを
知っており、その誤りを空振りして時間稼働をばった当事者であれば、
その信頼は保護に値しない。また、自白が錯誤に基づいた本件事実である。
よって、Aの自白に撤回を認めるべき事情はみえ、自白の撤回は認められない。

-
- 番号:1 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2024/03/05 1:11:05
Xの意図していた請求原因事実真の意味と、実際の請求原因事実とを比較しても、反事実にはなりません。
反事実とは、文字通り、事実と反するという意味なので、問題となる請求原因事実と、客観的な事実とを比較して反事実であると指摘してください。
-
- 番号:2 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2024/03/05 1:16:51
Aの期待は保護に値しない、という価値判断はよくわかりますが、それだけで結論を導いてはいけません。
証明不要効に対する相手方の信頼（証明責任からの解放に対する相手方の信頼）の保護と、錯誤を絡めて論証する必要があります。
-
- 番号:3 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2024/03/05 1:13:48
反事実の立証があれば、錯誤は推定される、というところの「推定」を覆す事情がある、という意味でしょうか。なぜ自白の撤回が認められないのか、趣旨が良くわかりません。

設問2

~~第1課題~~ 甲を被告に追いつく主観的追及的併合が認められるには、判例における4つの問題点があり、これを正す必要がある。以下で検討する。

1. 第1の問題点

(1) 二は、~~訴状~~旧訴の訴訟状態を新訴に当然利用できるとは限らないことの問題点である。

(2) しかし、本件では Mテック(甲)と Mテック(乙)は~~実体的には同一主体~~商業登記簿上の本店所在地、目的等は同一であるから実体的には、同一主体であるといえる。また、甲・乙ともに訴状上の法定代理人は、代表取締役の A である(37条)から、この点についても、両者は同一主体といえる。

したがって、実質的に両者が同一主体であれば訴訟状態は当然利用できている。

2. 第2の問題点

訴訟の複雑化のあり方についても、実質的に同一~~と~~いえる主体に対し、同一の請求があるため、訴訟が複雑化するおそれはない。

3. 第3の問題点

軽率な提訴等訴訟のあり方について、本件の場合、被告~~は~~側が原告の訴えを容れようとすることを目的に、原告が訴訟提起する前に、商号の変更等を行なっている。このように、被告の間違いや脱漏により、被告側に原因がある場合には、軽率な提訴等のあり方はない。

4. 第4の問題点

(1) 新訴の提起の時期いかにあつては、訴訟の遅延を招くおそれはないと認められる。特に本件の場合、~~は~~一度判決の言渡期日の指定までした後の新訴提起であるから、訴訟遅延を招くおそれはないと認められる。

ページ:4

番号:1 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2024/03/05 14:18:16
甲と乙が法人格として別であることは明らかです。

番号:2 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2024/03/05 14:18:32
甲の代表取締役はBです。

番号:3 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2024/03/05 14:19:34
「実質的に両者が同一主体である」という意味がよくわかりません。また、同一主体であればなぜ先行訴訟を当然に追加された当事者との関係でも援用できることになるのかが分かりません。

番号:4 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2024/03/05 14:20:59
法人格は別ですし、被請求者が異なる以上、同一の請求ではないでしょう。甲を追加した後、どういう審理になるかを具体的に想定して論証してください。

1	
2	(2) 以上、本件新訴の原因をつくるのは被告であるから、たとえ訴訟が遅延する
3	としても、被告はこのような不利益は受けて仕方がない立場にあるという。
4	したがって、本件では、訴訟遅延によるおそれがあるが、これを理由に、新訴提
5	起は却下されるべきではない。 1
6	5. 以上より、本件主観的追加的併合は認められるべきである。 2
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

番号:1 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2024/03/05 14:23:08
遅れても仕方がない、ではなく、そもそも遅れることは無い、という内容で論証してください。

番号:2 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2024/03/05 14:23:38
本件主観的追加的併合、という略は設問文中でされていません。

設問3

1. 文書とは、文字・記号を用いて一定の思想を表現する外観をもつ有形物である。

USBメモリは、~~それ自体は、文字・記号を用いた思想を表現する外観をもつ有形物ではない~~。コンピュータ等の電子機器を通じて、情報記録カードを電磁的に記録する媒体である。したがって、USBメモリそれ自体は、~~文書~~上記文書の定義にはあたらず、文書とはいえない。①

2. しかし、USB内に保存される情報は、文字・記号を用いて一定の思想を表現するものを含む。そこで、USBメモリが、231条の「その他の情報を表すために作成された物件で文書でないもの」に該当しない。

3. 書証とは、文書の意味内容を証拠資料としての証拠調べのために、231条が録音・映像・データ等についても、書証の規定を準用するといっているのは、文書にあらずとも、そこから有る情報は、その意味内容が重要な文書と同等の価値を有るからだと考えられる。②

すなわち、USBメモリも、そこに保存されている情報はその意味内容が価値を有るものであり、文書と同等の価値を有っている。したがって、USBメモリは、231条の「その他の情報を表すために作成された物件で文書でないもの」に該当するから、231条の書証関係の規定を準用する。

以上。

番号: 1 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/03/05 1:48:36
1の文書の定義の、どの文言から外れるので、文書といえないのか。ここを指摘する必要があります。

番号: 2 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/03/05 1:58:16
アドリブでしょうか。
それなら仕方ないですが、証拠である以上は、その内容が価値のあるものであることは大前提です。
本問は、その価値を裁判資料として顕出するための形式として「書証」という形式となることの理由を考えさせる問題なので、証拠価値に言及するのはイマイチですね。